

公用車広告掲載規約

鎌倉市（以下「市」という。）と広告主（以下「広告主」という。）とは、市が管理する公用車（以下「公用車」という。）における広告の掲載（以下「本広告掲載」という。）について、次の内容で実施することとする。

（目的）

- 第1条 公用車に対する広告物の掲載について、本規約において必要な事項を定めるものとします。
- 2 本広告掲載は、市が公用車において広告主の広告を掲載する事務を行い、広告主が市に広告掲載料を支払うことを内容とする、広告掲載事務を委託する準委任契約（以下「本契約」という。）とします。
- 3 本契約は、広告主が市に対して鎌倉市公用車広告掲載申込書（様式第1号）及び添付書類を提出して申し込み、これについて市が広告主に広告主決定通知（様式第3号）を発送した時に成立するものとします。

（広告の仕様及び内容）

- 第2条 広告主は、市に対して、掲載する広告主の広告（以下「広告」という。）が次の各号に定める事由のいずれにも該当することを確約するものとします。
- （1）広告の仕様及び内容が鎌倉市公用車広告募集要項、鎌倉市広告掲載要綱、鎌倉市広告掲載基準、鎌倉市公用車広告ガイドラインその他市が定める関係規程（以下「要綱等」という。）を遵守したものであること。
- （2）広告について鎌倉市屋外広告物条例第4条の許可を受けたものであること。
- （3）不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、その他法令及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号。以下これらを「法令等」という。）を遵守したものであること。
- （4）第三者の著作権若しくは商標等の知的財産権又は肖像権若しくはパブリシティ権等の人格的権利を侵害するものではなく、かつ、広告の内容等に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していること。
- （5）その他本規約に違反する事由が存在しないこと。

（広告の掲載）

- 第3条 広告を掲載する公用車の単位は、5台1組とします。
- 2 広告の掲載位置、掲載方法、規格等については、鎌倉市公用車広告募集要項1.（1）に定めるとおりとします。

（掲載期間）

- 第4条 広告の掲載期間（以下「広告掲載期間」という。）は、令和7年（2025

年）6月1日（日）から令和8年（2026年）5月31日（日）までとします。

- 2 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告掲載期間中に行うものとします。ただし、市と広告主との協議により広告掲載期間外に同各作業の実施を合意した場合は、この限りではありません。
- 3 前項の各作業により広告掲載期間中に広告の掲載がされないこととなった場合であっても、市は、広告主に対し、広告掲載料の返還はしません。

（広告掲載料）

第5条 広告主が市に対して支払う広告掲載料は、1組あたり年額180,000円（うち消費税及び地方消費税相当額16,363円）とします。

- 2 広告主決定通知（様式第3号）の発送後、広告主は、市に対し、広告掲載期間分の広告掲載料を一括で支払うものとします。具体的な支払方法は、市が広告主に送付する納入通知書に従って行うものとします。
- 3 広告主が前項に違反した場合、市は、広告主に対し、違約金として、遅滞日数1日につき広告掲載料（1組あたりの広告掲載料年額180,000円に広告主の広告を掲載する公用車の組数を乗じた金額。以下、同じ。）の1,000分の2に相当する額の損害金の支払いを請求できるものとします。

（費用負担）

第6条 広告の作成、掲載、修繕及び撤去に要する費用その他本契約の遂行に当たって生じた費用は、広告主の負担とします。ただし、市の故意又は重大な過失により発生した費用は、市の負担とします。

- 2 広告掲載期間中に広告が損傷又は汚損した場合は、市は、広告主に対し、遅滞なくその旨連絡するものとします。
- 3 広告の撤去作業により公用車の車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復しなければならないものとします。

（免責等）

第7条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負い、市はこれを負わないものとします。

- 2 広告の掲載により市又は第三者が損害を被り又はそのおそれがある場合、広告主は、その責任及び負担において、これを解決しなければならないものとします。広告の掲載により市が第三者から損害賠償その他の措置を講ずることを請求された場合も、同様とします。

（法令遵守等）

第8条 市は、広告主に対し、法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとします。

(広告内容の変更)

第9条 広告主は、広告の内容を変更する場合は、市に対し、公用車広告内容変更申込書(様式第4号)を提出し、予め書面による市の承認及び鎌倉市屋外広告物条例第4条の許可を得なければならないものとします。

2 市は、広告の内容が法令等、要綱等若しくは本規約に違反し、又はそれらのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、これを変更するように求めることができるものとします。

3 前各項の規定による変更に必要な費用は、広告主が全て負担するものとします。

(広告掲載の中止)

第10条 市は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が解消されるまでの間、広告の掲載を直ちに中止することができるものとします。

(1) 広告主について、第2条各号のいずれかに違反することが判明したとき。

(2) 広告主が前条第2項に規定する変更の求めに従わないとき。

(3) 天災その他やむを得ない事由により広告掲載が困難になったとき。

2 前項の規定により広告掲載を中止した場合であっても、広告主は、市に対し、当該中止期間にかかる広告掲載料の減額、損害賠償その他の一切の請求を行うことはできません。

3 前項の規定に関わらず、市の責に帰すべき事由により広告掲載を中止した場合、市は、広告主に対し、納入済みの広告掲載料のうち、当該中止した日数に応じて日割り計算により算出した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。なお、利息は付さないものとする。)を返還するものとします。

(市の解除権)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告又は通知をすることなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 広告主が、第5条第2項のとおり広告掲載料を納入しないとき。

(2) 広告主について、第2条各号のいずれかに違反すると判明したとき。

(3) 広告主が第9条第2項の変更求めに従わないとき。

(4) 広告主について、仮差押え、差押え、仮処分、競売、強制執行若しくは滞納処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされ、若しくは自らこの申立てをなしたとき。

(5) 広告主が要綱等、法令等又は本規約に違反したとき。

(6) その他前各号に準じる事由が生じたとき。

2 前項の規定によって本契約が解除されたことを理由として広告主に損害が生じたとしても、市は、これを賠償する責任を負わないものとします。

3 第1項の規定により本契約を解除した場合において、市に損害が生じたとき、市は、広告主に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

(広告主の解除権)

第12条 広告主は、市が本規約に違反したときは、市に対し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、当該不履行が本規約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、市は、広告主に対し、納入済みの広告掲載料のうち、当該解除の日から広告掲載期間満了日までの日数に応じて、日割り計算により算出した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。なお、利息は付さないものとする。）を返還するものとします。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、いつでも、市に対し、書面によって広告の掲載を取り下げて本契約を終了させることができるものとします。

2 前項の場合において、市は、広告主に対し、納入済みの広告掲載料を一切返還しないものとします。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 市及び広告主は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することは禁止します。ただし、予め書面による相手方の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(市の損害賠償請求等)

第15条 市は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料の10分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとします。ただし、当該各号の場合が本規約及び取引上の社会通念に照らして広告主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。

(1) 第12条又は第17条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 広告主が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能となったとき。

(3) 広告主が要綱等、法令等又は本規約に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、実際に市に生じた損害が前項の違約金額を上回る場合には、市は、広告主に対し、別途損害賠償請求することができるものとします。

(広告主の損害賠償請求等)

第16条 広告主は、市が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、当該各号の場合が本規約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由

によるものであるときは、この限りではありません。

(1) 第11条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 市が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 市は、広告主が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができるものとします。この場合において、解除により広告主に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わないものとします。

(1) 広告主が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、広告主が法人等である場合には、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 広告主が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

(3) 広告主及び役員等(広告主が個人である場合はその者を、広告主が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 広告主が、下請契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 広告主が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、市が広告主に対して当該契約の解除を求め、広告主がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 広告主は、本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならないものとします。

2 広告主は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある

る場合は、市と履行期限に関する協議を行わなければならないものとします。

- 3 広告主は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならないものとします。

(秘密保持)

- 第19条 広告主は、本契約に関して知り得た一切の業務上の情報を、市の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示若しくは漏示又は本契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとします。

(存続条項)

- 第20条 本契約及び掲載期間の終了にかかわらず、本条、第15条、前条、第22条の規定は、引き続き効力を有するものとします。

(協議事項)

- 第21条 本規約に定めのない事項又は市と広告主の間に生じた紛争若しくは疑義については、法令等に定めるもののほか、市及び広告主が協議して定めるものとします。

(裁判管轄)

- 第22条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上